

令和3年3月2日

保護者各位

上市町教育委員会

感染症に関連した差別的な取扱い等の防止に関する規定について(Ⅲ－第6報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、法律の改正が行われ、新たに差別的な取扱い等の防止に関する規定が設けられました。規定の具体的な内容の一部は下記の通りです。

また、この感染症に起因する差別的な取扱い等が発生した場合、直ちにご連絡をいただき、迅速に対応し、その防止に努めて参ります。

#### 記

- ・感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表、非難する。
- ・感染者が発生した学校の児童生徒等やその家族に対し、来店を拒否する。
- ・勤務先の医療機関等で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される。
- ・無症状、無自覚で訪れた店舗等から謝罪や賠償を強要される。  
など

\*  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法」